

ひとり親家庭を  
応援します!

# 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、仕事をする上で、資格取得や能力開発をするために、就労相談を通じて、指定した講座を受講した後に自立支援教育給付金を支給します。

## <対象になる人>

八尾市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父で、次の要件を**すべて**満たす人

- ①20歳未満の子どもを扶養している
- ②八尾市で児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にある
- ③講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる
- ④自立支援教育訓練給付金を過去に受給したことがない

## <注意事項>

趣旨を同じくする制度の場合、併用できないことがあります。資格取得に向けて他の制度も利用する場合は、必ずご相談ください。

## <対象となる資格>

雇用保険制度の

- ①一般教育訓練給付金の指定講座
- ②特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③専門実践教育訓練給付金の指定講座

※**受講開始前に申請が必要です。**

**必ず受講申込み前にご相談ください。**

対象講座  
検索サイト



医療事務や看護専門学校 など  
いろいろな講座があります

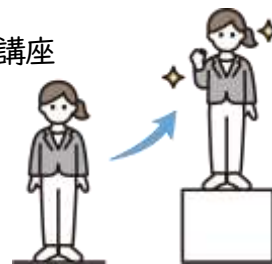
## <支給額>

本人が支払った費用の6割相当額

- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定講座  
上限20万円
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座  
上限最大160万円(修業年数(最大4年)×40万円)

※1万2千円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方はその支給額との差額になります。



詳細はこちらをご覧ください



詳細については、お問い合わせください。

【 問合せ・申請先 】

八尾市こども若者部こども若者政策課

Tel:072-924-3988

mail:kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

令和5年6月作成